

三重県上野森林公園指定管理者募集に係る質問及び回答 (H27.10.6)

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	資格について	公園管理運営士の資格についてどう評価されますか。	業務仕様書5(3)の、森林公園に配置しなければならない者の資格の中に公園管理士は含まれていないため、公園管理士を自然に関する有資格者として評価することはできません。
2	指定管理者について	県が指定管理者を民間に委託するのはなぜですか。 来園者を呼ぶための民間のサービス手腕について、どうお考えですか。 また、期待することはありますか。	募集要項1(1)に記載のとおりです。
3	ナラ枯れ対策について	ナラ枯れの問題について、県としての対策はありますか。 自然現象であるナラ枯れを放置することにより発生する被害木を伐採する費用や人件費についてどうお考えですか。また、それを指定管理料と別に予算化する考えはありますか。 この問題について指定管理者に期待することは何ですか。	ナラ枯れの対策のみ別に予算化することは考えていません。 森林公園内の森林、植物等の管理の一環として、指定管理者が指定管理業務の範囲で行うことと考えています。
4	森林資源の活用について	枯れ木を伐採した場合のその後の利用について、森林資源として有償にすることをお考えになりませんか。それを、森林資源保護のための管理費に充てることは、県の財産利用として妥当だとお考えになりませんか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守して公園内の伐採木を適正に処理し、その上で伐採木を有償として管理費に充てることが可能であれば、指定管理者指定申請書の中の事業計画で提案していただきたいと思います。
5	みえ森と緑の県民税について	みえ森と緑の県民税を指定管理者が利用することは可能ですか。	みえ森と緑の県民税は既存事業に充当することはできないため、指定管理に充てることはできません。
6	納税証明書等について	募集要項9(4)ウ(シ)「納税証明書」及び(ス)「納税確認書」について、納税の必要がない場合の証明もありますか。また、その書類を提出する必要がありますか。	「納税証明書」及び「納税確認書」については、税金の滞納等がないことを確認するために提出していただくことになっています。 納税の必要がなく納税証明書等が存在しないのであれば、納税が必要でないということを証明できる書類を提出してください。